

1.4 NPT 無期限延長

NPT 第 10 条 2 項は、条約発効後の 25 年目にその後の延長期間を決定する会議を開催することを規定している。

発効から 25 年目にあたり、NPT の運用状況を再検討するとともにこの条約の延長期間（無期限又は一定の期間）を決定するための位置づけで、1995 年 4 月から 5 月にかけてニューヨークの国連本部で、第 5 回 NPT 再検討・延長会議が開催された。

再検討・延長会議では、核不拡散体制の維持のために無期限延長を主張する我が国を含む国々と、NPT が核兵器国と非核兵器国との間の区別を恒久化するものであると無期限延長に反対の立場をとる国々との間で意見の相違が見られたが、核軍縮等条約の意義をより明確にする合意と組合せにすることにより、すなわち「条約の運用検討プロセスの強化」と「核不拡散と核軍縮の原則と目標」に関する文書とパッケージで NPT の無期限延長が投票によらない無評決で決定された^{〔5〕}。

資料 1-4 「NPT 延長に関する決定」採択文書〔5〕

NPT/CONF.1995/32 (Part I), Annex Decision 3

EXTENSION OF THE TREATY ON THE NON-PROLIFERATION OF NUCLEAR WEAPONS

The Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Having convened in New York from 17 April to 12 May 1995, in accordance with article VIII, paragraph 3, and article X, paragraph 2, of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons,

Having reviewed the operation of the Treaty and affirming that there is a need for full compliance with the Treaty, its extension and its universal adherence, which are essential to international peace and security and the attainment of the ultimate goals of the complete elimination of nuclear weapons and a treaty on general and complete disarmament under strict and effective international control,

Having reaffirmed article VIII, paragraph 3, of the Treaty and the need for its continued implementation in a strengthened manner and, to this end, emphasizing the decision on strengthening the review process for the Treaty and the decision on principles and objectives for nuclear non-proliferation and disarmament, also adopted by the conference,

Having established that the Conference is quorate in accordance with article X, paragraph 2, of the Treaty,

Decides that, as a majority exists among States party to the Treaty for its indefinite extension, in accordance with article X, paragraph 2, the Treaty shall continue in force indefinitely.

核兵器の不拡散に関する条約の延長(決定 3)

採択 1995.5.11(ニューヨーク)

核兵器の不拡散に関する条約の締約国会議は、

核兵器の不拡散に関する条約の第 8 条 3 および第 10 条 2 に従って、1995 年 4 月 17 日から 5 月 12 日までニューヨークにおいて開催され、

条約の運用を再検討し、条約の完全な遵守、条約の延長および条約への普遍的な加盟の必要性が存在しており、それらが国際の平和と安全のためおよび核兵器の完全な廃棄と厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約という究極的な目標の達成のために不可欠であることを確認し、

条約第 8 条 3 および強化された方法でその実施を継続する必要性を再確認し、かつ、この目的のために、同じく会議によって採択された、条約の再検討過程の強化に関する決定、ならびに、核の不拡散および軍備縮小のための原則および目標に関する決定を強調し、

条約第 10 条 2 に従い、会議が定足数に達していることを確認し、

条約の締約国の過半数がその無期限延長を支持しているので、条約第 10 条 2 に従い、条約は無期限に効力を有するものと決定する。